

[様式1]

受付印

記入例

所有者コード

被災代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書

令和 ○○年 ○○月 ○○日

(あて先) 八 戸 市 長

(申告者)

住所又は所在地 〒031-0822

八戸市大字白銀町字三島下123番地45

氏名又は名称

八戸海産物加工販売 株式会社

代表取締役 燕 島 大 郎

電話 0178-43-9037

(個人番号を記載する場合には、左側を1字空けて記載すること。)

個人番号又は法人番号

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法附則第56条第12項に規定する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けたく、別紙「代替資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替資産	八戸海産物加工販売 株式会社	八戸市大字白銀町字三島下 123番地45	同左 八戸市新湊三丁目A番1号
被災資産	同上	八戸市大字白銀町字三島下 123番地45	同左

※ 代替資産：東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産又は改良した償却資産(改良した償却資産は、当該資産の改良部分)をいう。

被災資産：東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額(円)
構 築 物	1	1 000 000
機 械 及 び 装 置	3	8 300 000
船 舶		
航 空 機		
車 両 及 び 運 搬 具		
工 具、器 具 及 び 備 品	2	350 000
合 計	6	9 650 000

固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表

(東日本大震災による被災代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書用)

記入例

1 枚のうち

1 枚 目

被災資産(課税台帳登録資産)										代替資産									
所有者名					八戸海産物加工販売 株式会社					所有者名					八戸海産物加工販売 株式会社				
資産の種類	資産番号	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額 (円)	耐用年数	摘要	
				年 号	年	月							年 号	年	月				
1	01234567	ブロック塀	1	3	63	10	1 200 000	15	1		フェンス	1	4	23	9	1 000 000	10		
2	02345678	乾燥機	1	4	9	6	3 300 000	10	2		イカ乾燥機	1	4	23	8	4 300 000	10		
2	03456789	KWN-M2 1F	1	4	14	5	2 000 000	10	2		包装機	1	4	23	8	2 400 000	10	被災資産の名称は型式で、用途は包装用機械	
2	10000000	イカ加工機	1	4	20	7	5 000 000	10	2		イカ加工機修理一式	1	4	23	8	1 600 000	10	被災資産の修理のための資本的支出部分	
6	11000000	パソコン	1	4	18	2	180 000	4	6		パソコン	1	4	23	4	150 000	4		
6	11000011	テレビ	1	4	21	12	240 000	5	6		テレビ	1	4	23	11	200 000	5		
			計				11 920 000					計				9 650 000			

※ [証明欄]

上記被災資産は、平成 23 年度固定資産(償却資産)課税台帳に登録されていることを証明します。

令和 年 月 日

[記載上の留意事項]

- (1) 本証明書兼対照表は、地方税法附則第 56 条第 12 項の規定による被災代替償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を適用するため、特例適用申告書に添えて提出していただくものです。
- (2) 左側「被災資産」欄には、東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産を、右側「代替資産」欄には、東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産を記載してください。
- (3) 右側「代替資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書(増加資産・全資産用/第 26 号様式別表 1)の資産の行ごとに、対象となる償却資産を記載してください。
- (4) 被災資産が八戸市以外の市町村に所在していた場合は、その所在地の市町村長から左側「被災資産」欄に課税台帳登録事項証明を受けてください。(※被災資産が八戸市に所在していた場合、この証明を受ける必要はありません。)
- (5) 資産の名称等で使用目的・用途の判断ができないもの等については、その内容を摘要欄に記載してください。